

改定の背景

本計画は、「耐震改修促進法」及び国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき策定するものであり、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることにより、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的としている。

旧計画が令和7年度を目標年次とした5年間の計画であることから、本県の住宅・建築物の耐震化の現状を踏まえ、また、国の基本方針の改正(R7.7)に基づき、改定を行ったものである。

平成18年度 (当初策定)	平成28年度 (改定)	令和3～7年度 (改定)	令和8～12年度 今回改定
計画期間(10年)		(5年)	(5年)

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

・岡山県の地震被害想定を更新(南海トラフ巨大地震、断層型地震) **今回変更**

2 耐震化の現状と目標 **今回変更**

①住宅

旧計画における目標					目標	
(H27年度末)	(R2年度末)	(R7年度末)	(R12年度末)	(R17年度末)		
90%	95%	95%	95%	95%	耐震性が不十分なものを おおむね解消	
H19.3当初			R3.3改定時			
現状の耐震化率*					【国の基本方針の目標】	
(H17年度末)	(H26年度末)	(R元年度末)	(R6年度末)	(R7年度末)	(R12年度末)	(R17年度末)
67%	75%	82%	85%	85.8%	-	耐震性が不十分なものを おおむね解消

*耐震化率：総務省住宅・土地統計調査の結果を基に国の推計手法により算出

②耐震診断義務付け対象建築物

【旧計画における目標】：令和7年度末おおむね解消

区分	現状※ (R6年度末)	目標 (R12年度末)	
要緊急安全確認大規模建築物	86% 〔108棟/126棟〕	耐震性が不十分なものを おおむね解消 【国の基本方針の目標】 耐震性が不十分なものを おおむね解消	
要安全確認計画記載 建築物	防災拠点建築物 (県指定)	85% 〔17棟/20棟〕	100%
	緊急輸送道路沿道建築物 (県・市協定指定)	38% 〔37棟/97棟〕	耐震性が不十分なものを 半数解消

*耐震性不足の解消状況：耐震性不足が解消した棟数/耐震診断を義務付けた棟数

③特定建築物(多数の者が利用する建築物、危険物の処理場・貯蔵場)

【旧計画における目標】：令和7年度末95%

公共施設

現状： 県有施設 99% 市町村有施設 97% 目標： 早期に耐震化を完了
(令和6年度末)

民間建築物

耐震性が不足する建築物が一定数存在することから、引き続き普及啓発、指導・助言を実施

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 耐震診断及び耐震改修等の補助制度、国の税制、融資制度等を活用した耐震化の促進
・高齢者向けリバースモーゲージ型耐震改修融資の活用 **今回追加**
- 耐震改修を実施を促すための環境整備
・専門技術者の養成・紹介体制整備、講習会等による普及啓発
- 地震時の総合的な安全対策の普及啓発 **今回変更**
・木造住宅の部分的な耐震改修、耐震シェルター、防災ベッド等居住者の命を守る方策の普及啓発
・ブロック塀等の倒壊防止、非構造部材の脱落防止、設備の転倒・落下防止対策等の普及啓発
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況マップの作成・公表 **今回追加**

○地震発生時に通行を確保すべき道路(緊急輸送道路)

・岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画(R7.3更新)に基づき、沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の変更 **今回変更**

追加3路線、削除1路線

〔第1次防災拠点である川崎医科大学総合医療センター、岡山西大寺院、落合病院(真庭市)、美作市役所の移転等に伴う変更〕

○地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物(防災拠点建築物)

〔移転等により非該当となった建築物、耐震性ありとなった建築物を削除〕

※要安全確認計画記載建築物として「別途定める事項」に定める。



- 特定優良賃貸住宅等の仮住居としての活用
- 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事業の活用
- その他(岡山県住生活基本計画の概要)

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 地震防災マップの作成・公表
- パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催
- 相談体制の整備及び情報提供の充実
- リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- 町内会等の取組の推進
- 耐震化のさらなる促進に向けた対応 **今回追加**
・新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証の普及
- 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発
・災害に強い官公庁施設づくりガイドラインの活用 **今回追加**

第4章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・勧告等の実施

- ・耐震改修促進法による指導等、建築基準法による勧告又は命令等の実施
- ・耐震改修促進法による計画の認定等の実施

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- ・市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項
- ・岡山県建築物耐震対策連絡会議による推進
- ・関係団体等との連携

資料編

- ・大地震の岡山県の被害想定(震度分布図、液状化危険度分布図) **今回変更**
- ・特定建築物一覧表
- ・岡山県建築物耐震対策等基本方針概要を削除し、災害に強い官公庁施設づくりガイドライン(抜粋)及び官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に係る岡山県の適用方針を掲載 **今回変更**